

一般社団法人清水マリン・アンド・ビーチスポーツ振興協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人清水マリン・アンド・ビーチスポーツ振興協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、海洋文化を切り口とした街づくりの一環として、マリンスポーツ及びビーチスポーツの振興に関する事業を行い、地域の活性化、青少年の健全な育成をはかると同時に、海の素晴らしさや楽しさだけでなく、海の厳しさについても啓蒙することで、海の安全、環境の保全に対する認識を高めることにより、健康で文化的な地域社会の構築に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 静岡市清水区内で開催されるマリンスポーツ大会、ビーチスポーツ大会の支援
- (2) マリンスポーツ大会、ビーチスポーツ大会の静岡市清水区内への誘致
- (3) マリンスポーツ関連団体、ビーチスポーツ関連団体等が主催する普及事業の支援
- (4) 救急救命教室、海岸清掃活動等の実施
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(会員の構成と種別)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 協力会員 当法人とともに第3条に定める事業を推進するため入会した個人又は団体
- (4) 特別会員 当法人の事業に関して見識があり、当法人が推薦する個人又は団体

(入会)

第6条 前条に定める正会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会において別に定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前条に定める賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、会長もしくは担当の理事の承認を得なければならない。
- 3 前条に定める協力会員又は特別会員については、前2項による申込みによることなく、理事会による推薦により、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める会費規程により、賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(任意退会)

第9条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第10条 会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。
- (3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

① 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

② 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(構成及び議決権)

第14条 社員総会は、第5条の正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算
- (5) 会費に関する規程
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併等その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使及び代理人による議決権行使)

第19条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、書面により議決権を行使した者又は議決権の行使を委任した者は、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 前項の議事録は、出席した代表理事が議事録署名人として、署名又は記名押印する。

第4章 役員及び顧問等

(理事及び監事の員数)

第21条 当法人の理事の員数は、3名以上10名以内とし、監事の員数は、1名以上3名以内とする。

(理事及び監事の選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 当法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(代表理事及び業務執行理事)

第23条 当法人に会長及び副会長を各1名置き、理事会の決議によって理事の中から定める。

2 会長及び副会長以外の理事の中から、理事会の決議によって専務理事若干名及び常務理事若干名を定めることができる。

3 会長及び副会長は、一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、当法人を代表し、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を分掌する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して、業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、任期の満了又は辞任による退任後、第21条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(顧問等)

第31条 当法人に、顧問及びアドバイザー等を置くことができる。

- 2 顧問及びアドバイザー等は、会長が委嘱する。

(顧問等の職務)

第32条 顧問及びアドバイザー等は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法定又はこの定款に定める職務

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第42条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提

出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第46条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第48条 当法人は、一般法人法第148条に規定する事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第50条 当法人の事務を処理するために事務局を設置し、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が、別に定めるものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2020年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第52条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	鵜田 勝彦 鈴木 與平 向島 克彦
設立時代表理事（会長）	鵜田 勝彦
設立時代表理事（副会長）	鈴木 與平
設立時監事	大橋 弘 小林 学史

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第53条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	静岡県葵区常磐町二丁目6番地の8
設立時社員	株式会社TOKAIホールディングス

住 所	静岡県清水区入船町11番1号
設立時社員	鈴與株式会社

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人清水マリン・アンド・ビーチスポーツ振興協会設立のため、設立時社員株式会社TOKAIホールディングス外1名の定款作成代理人司法書士 古山陽介は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

2019年9月20日

設立時社員 株式会社TOKAIホールディングス
代表取締役社長 鵜田 勝彦

設立時社員 鈴與株式会社
代表取締役社長 鈴木 健一郎

上記設立時社員全員の定款作成代理人

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目29番4号

司 法 書 士 古 山 陽 介